

# 人事委員会年報

平成24年度

兵庫県人事委員会

# 目 次

組 織 及 び 運 営	1
1 人 事 委 員 会	1
(1) 人事委員会の設置	1
(2) 人事委員会の権限	1
(3) 人事委員会の構成	1
(4) 人事委員会の運営	2
(5) 規則、告示及び訓令の制定、改廃の状況	10
(6) 条例・規則の制定に伴う意見等	12
2 事 務 局	13
(1) 組 織	13
(2) 職員の定数・現員	13
(3) 分 掌 事 務	14
事 業 の 概 要	15
1 職 員 の 任 用	15
(1) 任用制度の概説	15
(2) 職 員 の 採 用	15
(3) 職 員 の 昇 任	23
(4) 広報等の取り組み	24
2 職 員 の 給 与	25
(1) 職員給与実態調査	25
(2) 民間給与実態調査	26
(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告	28
(4) 勧告の実施状況	28
平成24年職員の給与に関する報告及び勧告の概要について	29
3 職員の利益保護	32
(1) 勤務条件に関する措置要求	32
(2) 不利益処分に関する不服申立て	32
(3) 分限処分及び懲戒処分の状況	34
4 職 員 団 体	35
(1) 職員団体の登録	35
(2) 管理職員等の範囲	36
5 労働基準監督機関の職権行使	39
(1) 労働基準監督機関の職権行使の枠組み	39
(2) 労働基準法等に基づく職権行使	40

# 組織及び運営

## 1 人事委員会

### (1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、兵庫県人事委員会設置条例（昭和26年条例第23号）により、昭和26年6月11日に設置された。

### (2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである。（法第8条第1項）

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職階制に関する計画を立案し、及び実施すること。
- ク 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ケ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- コ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- サ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- シ 前の各項目に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

### (3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て知事が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（法第9条の2第10項）で、現在の委員は下表のとおりである。

職名	氏名	常勤・非常勤の別	任期	摘要
委員長	青山善敬	常勤	24.4.1～26.6.30	
委員	竹本昌弘	非常勤	21.10.13～25.10.12	委員長職務代理者
委員	竹田佑一	非常勤	23.10.12～27.10.11	

(4) 人事委員会の運営

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する（法第10条）。

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する（法第11条）。

人事委員会の平成24年度の会議開催回数は31回で、付議した議案等の件数は、議案121件、協議事項8件、報告事項69件、計198件となっており、その内容は、次のとおりである。

回数	開催年月日	議 案 等
1425	24.4.10	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長職務代理者指定の件</li> <li>2 議事録の承認を求める件</li> <li>3 措置要求の受理及び事務担当者の指名の件</li> <li>4 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 採用選考の件 -</li> <li>5 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件 -</li> <li>6 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の給与に関する実施規程及び職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件 -</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成23年度における採用試験説明会の実施状況について</li> <li>2 任命権者が行った処分について</li> </ol>
1426	24.4.18	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> <li>2 不服申立事案の審査の併合の件</li> <li>3 措置要求（平成24年（措）第1号事案）の判定の件</li> <li>4 平成24年度兵庫県職員採用試験等実施日程決定の件</li> <li>5 平成24年職種別民間給与実態調査要綱決定の件</li> <li>6 平成24年職員給与実態調査要綱決定の件</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成23年度兵庫県職員採用試験等の実施結果について</li> </ol>
1427	24.5.7	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> <li>2 県の事業場に係る労働基準法別表第1各号の適用区分決定の件</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大学説明会等（上期）の実施予定について</li> <li>2 平成24年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験の実施について</li> </ol>
1428	24.5.14	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> <li>2 平成24年度兵庫県職員採用試験に係る募集予定職種及び採用予定人数決定の件</li> <li>3 平成24年度兵庫県職員上級採用試験実施要綱決定の件</li> <li>4 平成9年告示第1号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正の件</li> </ol>

回数	開催年月日	議 案 等
1429	24.5.25	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> <li>2 措置要求（平成24年（措）第2号事案）の判定の件</li> <li>3 不服申立ての受理及び審査長の指名の件</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成24年度第1回兵庫県警察官採用選考試験（第1次試験：教養・論文試験）の実施状況について</li> <li>2 「地方公務員制度改革について（素案）」に対する全国人事委員会連合会からの意見照会について</li> <li>3 任命権者が行った処分について</li> </ol>
1430	24.6.6	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> <li>2 不服申立て（平成23年（不）第1号事案）に係る証人の採用の件</li> <li>3 平成24年度第1回兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件</li> <li>4 平成9年告示第1号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正の件</li> <li>5 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 東日本大震災に対処するための特殊現場作業手当の額等を定める規則の制定に伴う協議の件</li> <li>2 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定に伴う協議の件</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大学説明会等（上期）の実施結果について</li> <li>2 任命権者が行った処分について</li> </ol>
1431	24.6.19	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> <li>2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 東日本大震災に対処するための特殊現場作業手当の額等を定める規則の制定に伴う協議の件 -</li> <li>3 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定に伴う協議の件 -</li> <li>4 昇任選考の件</li> <li>5 平成24年度兵庫県職員中級・初級採用試験実施要綱決定の件</li> <li>6 平成9年告示第1号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正の件</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成24年度兵庫県職員上級採用試験の申込状況について</li> <li>2 平成24年度兵庫県職員中級・初級ガイダンスの実施について</li> <li>3 「『地方公務員制度改革について（素案）』に対する意見」（全国人事委員会連合会）について</li> <li>4 任命権者が行った処分について</li> </ol>

回数	開催年月日	議 案 等
1432	24.6.27	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 採用選考の件 〔報告事項〕 1 平成24年度兵庫県職員上級採用試験第1次試験の受験状況について 2 平成24年度第1回兵庫県警察官採用選考試験（第1次試験）の実施状況について 3 平成24年職種別民間給与実態調査実施状況の概況について 4 任命権者が行った処分について
1433	24.7.9	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 平成24年度兵庫県職員上級採用試験第1次試験合格者決定の件 〔協議事項〕 1 不服申立て（平成23年（不）第1号事案）における鑑定の採否に係る協議の件
1434	24.7.19	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件 〔報告事項〕 1 平成24年度第1回兵庫県職員採用選考試験 第1次試験の受験状況について 2 平成24年職種別民間給与実態調査実施状況について 3 任命権者が行った処分について
1435	24.8.3	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 採用選考の件 3 平成24年度第1回兵庫県職員採用選考試験第1次試験合格者決定の件 4 平成24年度第1回兵庫県職員採用選考試験（物理技師）合格者決定の件 5 平成24年度技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験実施要綱決定の件 〔報告事項〕 1 平成24年度兵庫県職員上級採用試験第2次試験（1日目）の受験状況について 2 平成24年度兵庫県職員中級・初級ガイダンスの開催結果について 3 平成24年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験の応募状況等について 4 2012年度兵庫県人事委員会勧告に向けた申し入れについて 5 任命権者が行った処分について

回数	開催年月日	議 案 等
1436	24.8.29	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> <li>2 採用選考の件</li> <li>3 昇任選考の件</li> <li>4 平成24年度兵庫県職員上級採用試験最終合格者決定の件</li> <li>5 平成24年度第1回兵庫県職員採用選考試験最終合格者決定の件</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成24年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験第2次募集について</li> <li>2 平成24年人事院勧告について</li> <li>3 不服申立て（平成23年(不)第2号、第4号、第6号事案）の取下げについて</li> </ol>
1437	24.9.4	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成24年度兵庫県職員中級・初級採用試験の申込状況について</li> <li>2 平成24年度第1回兵庫県警察官採用選考試験の実施結果等について</li> <li>3 人事委員会勧告に係る職員団体からの要望について</li> </ol>
1438	24.9.18	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> <li>2 退職警察官の再採用に係る選考試験実施要綱決定の件</li> <li>3 不服申立て（平成23年（不）第5号事案）に係る証人の採用の件</li> <li>4 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定に基づく人事委員会の業務の状況の報告の件</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成23年（不）第1号事案の件について</li> <li>2 平成24年人事委員会勧告・報告の取扱いについて</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成24年度兵庫県職員中級・初級採用試験の申込状況について</li> <li>2 人事委員会勧告に係る職員団体からの要望について</li> <li>3 任命権者が行った処分について</li> </ol>
1439	24.9.25	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> <li>2 採用選考の件</li> <li>3 平成24年度身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件</li> <li>4 技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験実施要綱決定の件</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成24年人事委員会勧告・報告の取扱いについて</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成24年職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査等の結果について</li> <li>2 平成24年度兵庫県職員中級・初級採用試験第1次試験の受験状況について</li> </ol>

回数	開催年月日	議 案 等
1440	24.10.9	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> <li>2 不服申立ての裁決の件</li> <li>3 平成24年度兵庫県職員中級・初級採用試験第1次試験合格者決定の件</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成24年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（案）について</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成23年度職員勤務実態調査（実地調査）結果概要について</li> <li>2 平成24年度兵庫県職員ガイダンスの開催について</li> <li>3 任命権者が行った処分について</li> </ol>
1441	24.10.15	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成24年職員の給与等に関する報告及び勧告の件</li> </ol>
1442	24.10.29	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> <li>2 採用選考の件</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不服申立て審理の延期について</li> <li>2 平成24年度都道府県人事委員会勧告等の状況について</li> <li>3 任命権者が行った処分について</li> </ol>
1443	24.11.7	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> <li>2 平成24年度兵庫県職員中級・初級採用試験最終合格者決定の件</li> <li>3 平成24年度技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験第1次試験合格者決定の件</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成24年度身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の申込状況について</li> <li>2 平成24年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験第3次募集等について</li> <li>3 任命権者が行った処分について</li> </ol>
1444	24.11.16	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> <li>2 平成24年度兵庫県職員上級（経験者）採用試験実施要綱決定の件</li> <li>3 平成9年告示第1号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正の件</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大学等における試験説明会（下期）の実施予定について</li> </ol>



回数	開催年月日	議 案 等
1445	24 . 11 . 27	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 平成24年度職員勤務実態調査に係る基本方針決定の件 〔報告事項〕 1 任命権者が行った処分について
1446	24 . 12 . 6	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 平成24年度身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験合格者決定の件 3 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 - 4 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件 - 5 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件 - 〔報告事項〕 1 兵庫県職員ガイダンスの開催結果について 2 任命権者が行った処分について
1447	24 . 12 . 13	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 平成24年度技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験最終合格者決定の件 3 平成24年度技能労務職（試験研究技術員等）から行政職への職種転換に係る選考試験合格者決定の件 4 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 〔報告事項〕 1 退職警察官の再採用選考試験の申込状況について 2 任命権者が行った処分について
1448	24 . 12 . 21	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件 3 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程制定の件 4 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則制定の件 〔報告事項〕 1 平成24年度兵庫県職員上級（経験者）採用試験の申込状況について 2 任命権者が行った処分について

回数	開催年月日	議 案 等
1449	25.1.16	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> <li>2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令制定の件 -</li> <li>3 職員団体の登録の件</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成24年度兵庫県職員上級（経験者）採用試験第1次試験の受験状況について</li> <li>2 平成24年度第2回兵庫県警察官採用選考試験の実施結果等について</li> <li>3 平成25年度兵庫県警察官採用選考試験について</li> <li>4 任命権者が行った処分について</li> </ol>
1450	25.1.23	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> <li>2 不服申立ての受理及び審査長の指名の件</li> <li>3 平成24年度兵庫県職員上級（経験者）採用試験第1次試験合格者決定の件</li> <li>4 平成24年度第2回兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件</li> <li>5 選考によって採用することができる職の指定の件</li> <li>6 退職警察官の再採用に係る選考試験合格者決定の件</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新卒者等に対する就労支援のための臨時採用（しごと支援プログラム）について</li> <li>2 任命権者が行った処分について</li> </ol>
1451	25.2.12	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> <li>2 措置要求の受理及び事務担当者の指名の件</li> <li>3 平成24年度兵庫県職員上級（経験者）採用試験最終合格者決定の件</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成24年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験第3次募集結果等について</li> </ol>
1452	25.2.21	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> <li>2 措置要求（平成25年（措）第1号事案）の判定の件</li> <li>3 採用選考の件</li> <li>4 平成24年度第2回兵庫県職員採用選考試験第1次試験合格者決定の件</li> <li>5 平成24年度第2回兵庫県職員採用選考試験（産業技術職等）合格者決定の件</li> <li>6 公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の制定に伴う意見の件</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新卒者等に対する就労支援のための臨時採用（しごと支援プログラム）の第1次試験受験状況について</li> <li>2 任命権者が行った処分について</li> </ol>
1453	25.3.6	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録の承認を求める件</li> </ol>

		<p>2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 事務局職員の異動の件 -</p> <p>3 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 採用選考の件 -</p> <p>4 平成24年度第2回兵庫県職員採用選考試験最終合格者決定の件</p> <p>5 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件</p> <p>6 職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件</p> <p>7 採用選考の件</p> <p>8 昇任選考の件</p> <p>9 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定に伴う協議の件</p> <p>〔協議事項〕</p> <p>1 平成23年(不)第5号事案の件について</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 職員の退職手当に関する条例第15条の7第1項に基づく警察本部長からの意見照会について</p> <p>2 新卒者等に対する就労支援のための臨時採用(しごと支援プログラム)第1次試験合格者の状況等について</p> <p>3 任命権者が行った処分について</p>
1454	25.3.13	<p>〔議案〕</p> <p>1 議事録の承認を求める件</p> <p>2 不服申立ての裁決の件</p> <p>3 事務局職員の人事に関する件</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 職員団体からの要望について</p> <p>2 新卒者等に対する就労支援のための臨時採用(しごと支援プログラム)の最終合格者の状況について</p> <p>3 任命権者が行った処分について</p>
1455	25.3.21	<p>〔議案〕</p> <p>1 議事録の承認を求める件</p> <p>2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 -</p> <p>3 事務局職員の昇任選考、任免及び異動の件</p> <p>4 採用選考の件</p> <p>5 昇任選考の件</p> <p>6 任期付職員の採用承認の件</p> <p>7 選考によって採用することができる職の指定の件</p>

(5) 規則、告示及び訓令の制定、改廃の状況

職員の任用、勤務条件及び事務局の運営等について、人事委員会が平成24年度中に制定し、又は改廃した規則、告示及び訓令は次のとおりである。

ア 規 則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概 要
(平成24年) 第3号	24. 4. 1	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備をしたもの
第4号	24. 7.20	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	未梢 <sup>しよう</sup> 血幹細胞を提供する場合における特別休暇について、所要の整備をしたもの
第5号	24.12. 5	職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の整備をしたもの
第6号	24.12.28	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	総務事務システム導入による諸手当及び休暇の申請手続の電子化に伴い、所要の整備をしたもの
第7号	24.12.28	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	任命権者から、新たに職員を派遣する予定の団体がある旨報告があったことに伴い、所要の整備をしたもの
(平成25年) 第1号	25. 3.19	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	給料表の適用範囲の改正等のため、所要の整備をしたもの

イ 告 示

告示番号	公布年月日	告 示 名	概 要
(平成24年) 第2号	24. 4. 1	職員の給与に関する実施規程及び職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程	行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備をしたもの
第3号	24. 5.25	平成9年兵庫県人事委員会告示第1号(口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定)の一部改正	試験の最終合格者決定方法の見直しに伴い、口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容を一部変更したものの
第4号	24. 6.12	平成9年兵庫県人事委員会告示第1号(口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定)の一部改正	試験の最終合格者決定方法の見直しに伴い、口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容を一部変更したものの
第5号	24. 7.10	平成9年兵庫県人事委員会告示第1号(口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定)の一部改正	試験の最終合格者決定方法の見直しに伴い、口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容を一部変更したものの
第6号	24.12. 4	平成9年兵庫県人事委員会告示第1号(口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定)の一部改正	試験の最終合格者決定方法の見直しに伴い、口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容を一部変更したものの
第7号	24.12. 5	職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の整備をしたもの
第8号	24.12.28	職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	総務事務システム導入による諸手当の申請手続等の電子化に伴い、所要の整備をしたもの
(平成25年) 第1号	25. 3.19	職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	級別職務区分表の改正等を行うため、所要の整備をしたもの

ウ 訓 令

訓令番号	公布年月日	訓 令 名	概 要
(平成24年) 第1号	24.12.28	人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令	職員の給与に関する規則等の一部改正に伴い、服務規程の承認申請又は届出手続の特例等について所要の整備をしたもの
(平成25年) 第1号	25. 3.29	人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令	公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正等に伴い、所要の整備をしたもの

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定に伴う意見

地方公務員法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、平成24年度中に、条例案について意見を求められたものに対し、いずれも、異議のない旨の意見を提出した。

意見提出年月日	議案番号	件名
24.6.6	第92号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
24.11.30	第133号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（企業職員及び病院事業職員に係る部分を除く。）
24.12.13	第139号議案	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
25.2.21	第26号議案	公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例（条例中附則第7項、第8項、第9項、第12項、第13項、第15項及び第23項に係る部分）
25.3.19	第47号議案	特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（特別職に係る部分を除く。）

イ 規則等制定に伴う協議

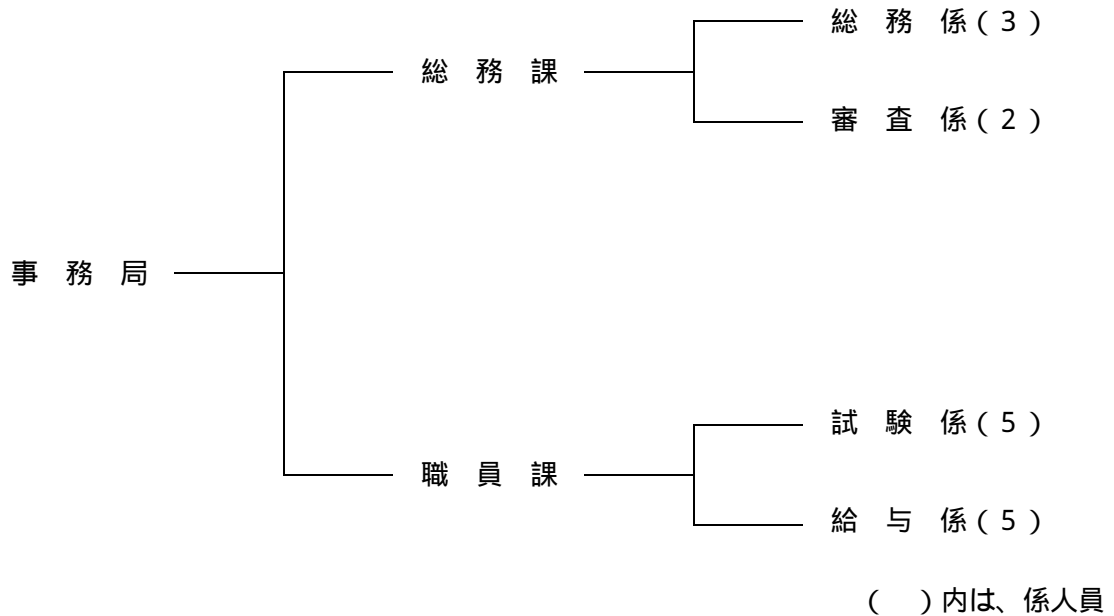
条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているものについて、平成24年度中に、次のとおり協議を受け、いずれも同意する旨回答した。

回答年月日	件名	協議者
24.6.13	東日本大震災に対処するための特殊現場作業手当の額等を定める規則	知事
24.6.13	警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	公安委員会
25.3.6	公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会

## 2 事務局

### (1) 組織

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く（法第12条）。  
事務局の組織は、2課4係で、次のとおりである。



### (2) 職員の定数・現員

職員の条例定数は23人であり、現員は19人である。

事務局長	事務職員	合計
1人	18人	19人

(3) 分掌事務

(総務課) 人事委員会の会議の運営、職員からの不服申立て・措置要求の審査、事務局の人事・予算などの事務を行っている。

課名	係名	分掌事務
総務課	総務係	1 人事委員会の会議に関する事。 2 事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。 3 事務局職員の研修、福利厚生及び表彰に関する事。 4 事務局職員の安全及び健康に関する事。 5 公印の管守に関する事。 6 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。 7 予算、決算及び会計に関する事。 8 物品の管理に関する事。 9 広報に関する事。 10 他の課及び係の所掌に属しない事。
	審査係	1 勤務条件に関する措置の要求に関する事。 2 不利益処分についての不服申立てに関する事。 3 職員の苦情の処理に関する事。 4 学校医等の公務災害補償に関する審査の請求に関する事。 5 職員団体等に関する事。 6 労働基準監督機関の職権行使に関する事。 7 分限及び懲戒の基準並びに手続及び効果に関する事。 8 職員の退職手当に関する条例第15条の7及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7の規定による事務に関する事。

(職員課) 職員の採用試験、職員の給与等に関する勧告を実施するなどの事務を行っている。

課名	係名	分掌事務
職員課	試験係	1 職員の採用試験・選考に関する事。 2 職員の昇任選考等に関する事。
	給与係	1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。 2 給与等に関する報告及び勧告に関する事。 3 旅費の制度に関する事。 4 服務の基準に関する事。 5 厚生福利制度に関する事。



# 事業の概要

## 1 職員の任用

### (1) 任用制度の概説

#### ア 任用の種類

職員の職に欠員を生じた場合、任命権者は、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法によって職員を任命することができる。

#### イ 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

#### ウ 任用の方法

人事委員会を置く地方公共団体の採用及び昇任は、競争試験により、不特定多数の者の中から選抜することが原則であるが、人事委員会が定める職について、人事委員会の承認があった場合には、選考によることができる。

### (2) 職員の採用

#### ア 競争試験による採用

本県では、競争試験を上級職、中級職及び初級職に区分して実施しており、平成24年度の受験者数は、計2,188人（上級職1,435人、中級職108人、初級職266人、上級職(経験者) 379人）となっている。

#### (ア) 平成24年度の各競争試験の特徴と傾向

##### a 上級採用試験

全体では、受験者数1,435人に対し、最終合格者数は167人で、競争率は前年度を1.4ポイント下回る8.6倍となった。

このうち、一般事務職では574人が受験し、最終合格者数は42人で、競争率は前年度を2.1ポイント下回る13.7倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は前年度の43.6%を4.9ポイント上回り、48.5%となった。

##### b 中級採用試験

全体では、受験者数108人に対し、最終合格者数は21人で、競争率は前年度を0.3ポイント上回る5.1倍となった。

##### c 初級採用試験

全体では、受験者数266人に対し、最終合格者数は40人で、競争率は前年度を2.0ポイント下回る6.7倍となった。

このうち、一般事務職では85人が受験し、最終合格者数は9人で、競争率は前年度を2.0ポイント下回る9.4倍となった。

d 経験者採用試験（上級）

全体では、受験者数379人に対し、最終合格者数は18人で、競争率は前年度を8.6ポイント下回る21.1倍となった。

このうち、一般事務職では284人が受験し、最終合格者数は9人で、競争率は前年度を、20.4ポイント下回る31.6倍となった。

(イ) 平成24年度の各競争試験の日程

区分	受付期間	第1次試験日	第1次試験地	第2次試験日	第2次試験地	最終合格発表日
上級採用試験	インターネット 24.5.23 ～24.6.1 郵送 24.5.23 ～24.6.6 持参 24.5.23 ～24.6.8	24.6.24	神戸市	24.7.18 ～24.8.21 のうち指定 する2日	神戸市	24.8.31
中級採用試験 初級採用試験	インターネット 24.8.10 ～24.8.22 郵送 24.8.10 ～24.8.31 持参 24.8.10 ～24.9.5	24.9.23	神戸市 姫路市 豊岡市	24.10.22 ～24.10.26 のうち指定 する1日	神戸市	24.11.9
経験者採用試験 (上級)	インターネット 24.12.4 ～24.12.17 郵送 24.12.4 ～24.12.19 持参 24.12.4 ～24.12.25	25.1.13	神戸市	25.2.2 ～25.2.3 のうち指定 する1日	神戸市	25.2.14

(ウ) 平成24年度の各競争試験の受験資格・試験方法

区分	受験資格	試験方法		
上級採用試験	<p>1 次のいずれかに該当する者                      ア 22歳～30歳                      (平成25年4月1日現在)                      ただし、保健師は21歳～30歳、                      児童福祉司は22歳～34歳、薬剤師                      は24歳～30歳、獣医師は24歳～34                      歳                      イ 21歳(平成25年4月1日現在)以                      下の者で、4年制大学等を平成                      25年3月31日までに卒業又は卒業                      見込みの者</p> <p>2 保健師、栄養士、獣医師、薬剤師、                      児童福祉司、環境科学職にあって                      は、免許・資格取得者(取得見込                      者を含む。)に限る。</p>	<p>第1次試験                      教養試験</p> <p>専門試験                      事務系職種</p> <p>技術系職種(総合土木職を除く)</p> <p>総合土木職</p> <p>論文試験</p> <p>第2次試験                      口述試験</p> <p>適性検査</p>	<p>択一式45題(一部選択解答制)</p> <p>択一式40題(一部選択解答制)</p> <p>択一式40題</p> <p>択一式40題(一部選択解答制)</p> <p>1題 1,200字</p> <p>個別面接、個別面接及びプレ                      ゼンテーション試験</p>	<p>2時間30分</p> <p>2時間</p> <p>2時間</p> <p>2時間</p> <p>1時間30分</p>
中級採用試験	<p>1 21歳～30歳                      (平成25年4月1日現在)</p> <p>2 免許取得者(取得見込者を含む。)                      に限る。</p>	<p>第1次試験                      教養試験</p> <p>専門試験</p> <p>論文試験</p> <p>第2次試験                      口述試験</p> <p>適性検査</p>	<p>択一式50題</p> <p>択一式40題</p> <p>1題 1,200字</p> <p>個別面接及び個別面接</p>	<p>2時間</p> <p>2時間</p> <p>1時間30分</p>
初級採用試験	<p>1 18歳～24歳                      (平成25年4月1日現在)                      ただし、定時制・通信制高校在                      学中の者(既に高卒以上の学歴を                      有する者を除く。)に限り、18歳                      ～30歳の者。</p> <p>2 次の学歴を有する者は除く。                      大学(短期大学を除く。)及びこ                      れと同等と認められる大学校等を                      ア 卒業した者                      イ 在学期間(休学期間を除く。)                      が通算して2年を超える者                      ウ 第3年次以上に現に在学し又                      は在学したことがある者</p>	<p>第1次試験                      教養試験</p> <p>専門試験                      総合土木職</p> <p>論文試験</p> <p>作文試験                      事務系職種</p> <p>第2次試験                      口述試験</p>	<p>択一式50題</p> <p>択一式40題(一部選択解答制)</p> <p>1題 1,200字</p> <p>1題 800字</p> <p>個別面接及び個別面接</p>	<p>2時間</p> <p>2時間</p> <p>1時間30分</p> <p>1時間</p>
経験者採用試験(上級)	<p>28歳～34歳                      (平成25年4月1日現在)</p>	<p>第1次試験                      一般常識試験                      論文試験</p> <p>第2次試験                      口述試験</p> <p>適性検査</p>	<p>択一式40題</p> <p>2題 各900字</p> <p>個別面接、個別面接及びプレ                      ゼンテーション試験</p>	<p>2時間</p> <p>2時間</p>

## (工) 平成24年度の各競争試験の実施状況

試験区分	職種	採用予定数	申込者数	第1次試験		第2次試験受験者数	最終合格者数	競争率(A/B)	採用者数	辞退者数
				受験者数:A	合格者数					
上級	一般事務職	33	884	574	120	98	42	13.7	36	6
	警察事務職	12	149	121	42	39	14	8.6	12	2
	教育事務職	20	202	157	69	60	23	6.8	17	6
	保健師(一般)	2	25	23	6	6	2	11.5	2	0
	保健師(警察)	1	12	10	4	4	1	10.0	1	0
	栄養士	4	113	88	15	13	5	17.6	4	1
	獣医師	6	14	10	10	9	7	1.4	6	1
	薬剤師	16	80	67	51	47	17	3.9	15	2
	児童福祉司	3	26	19	9	9	3	6.3	3	0
	心理判定員	4	56	42	12	11	4	10.5	4	0
	農学職	3	59	42	9	9	3	14.0	3	0
	林学職	2	23	17	9	7	3	5.7	3	0
	水産職	1	12	9	4	4	1	9.0	1	0
	環境科学職	1	38	23	4	4	1	23.0	1	0
	総合土木職	12	76	52	39	34	15	3.5	13	2
	建築職	4	24	18	12	11	6	3.0	6	0
	小中学校事務職	18	209	163	60	58	20	8.2	16	4
	計	142	2,002	1,435	475	423	167	8.6	143	24
中級	臨床検査技師	7	68	57	30	22	10	5.7	7	3
	診療放射線技師	9	55	51	33	28	11	4.6	7	4
	計	16	123	108	63	50	21	5.1	14	7
初級	一般事務職	9	115	85	33	33	9	9.4	9	0
	警察事務職	4	54	42	15	15	5	8.4	4	1
	教育事務職	9	74	58	30	27	10	5.8	9	1
	総合土木職	2	12	8	6	5	2	4.0	1	1
	小中学校事務職	11	92	73	42	39	14	5.2	14	0
	計	35	347	266	126	119	40	6.7	37	3
経験者(上級)	一般事務職	9	417	284	30	28	9	31.6	6	3
	教育事務職	3	101	71	9	9	3	23.7	2	1
	総合土木職	4	30	24	12	12	6	4.0	5	1
	計	16	548	379	51	49	18	21.1	13	5
合計	209	3,020	2,188	715	641	246	8.9	207	39	

上級一般事務職の辞退者数は、採用保留の者(1名)を含む。

イ 選考による採用

選考は、特定の者が当該職にふさわしい能力を有しているか否かを競争試験以外の方法によって判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要がある職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を行っている。

また、医師・歯科医師職1～2級、看護職1～4級、警察職1級の職員の選考による採用の権限は、各任命権者に委任している。

(ア) 採用選考実施状況（職級別）

人事委員会が平成24年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

a 行政職

(人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
知事部局	(2) 3	1	10	3	2	1	1	1	1	1	(2) 24
教育委員会	(6) 6	0	9	0	6	7	0	0	0	0	(6) 28
警察本部	(2) 2	0	0	0	2	0	1	0	0	0	(2) 5
病院局	(30) 30	0	5	0	0	0	0	0	0	0	(30) 35
計	(40) 41	1	24	3	10	8	2	1	1	1	(40) 92

b 研究職

(人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
知事部局	0	(1) 1	0	0	0	(1) 1
教育委員会	0	(1) 1	0	0	0	(1) 1
警察本部	0	(3) 3	0	0	0	(3) 3
計	0	(5) 5	0	0	0	(5) 5

c 医師・歯科医師職 (人)

任命権者	3級	4級	計
知事部局	0	2	2
病院局	24	9	33
計	24	11	35

## d 警察職

(人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
警察本部	19	14	19	2	14	4	3	7	82

( )内は公募による採用選考試験により選考を行った者を内書きした。

病院局の公募による採用選考試験により選考を行った者のうち、5名は平成23年度採用選考試験合格者(平成24年度に免許を取得。理学療法士2名、作業療法士1名、臨床工学技士2名)

## (イ) 平成24年度職員採用選考試験実施状況

実施日	職 種	区分	採用 予定 者数	受験 者数	合格 者数	採用 者数	辞退 者数
24. 7.15	埋蔵文化財技師 学芸員(現代美術) 理化学職(法医) 理化学職(化学) 精神保健福祉相談員 物理技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士	上級	2	28	2	2	0
		"	1	26	1	1	0
		"	2	88	2	1	1
		"	2	62	2	2	0
		"	4	40	4	4	0
		"	1	4	1	1	0
		中級	4	25	5	5	0
		"	5	15	5	5	0
		"	1	11	1	1	0
		"	5	46	5	5	0
24.11.21	事務職(身体に障害のある人対象)	初級	5	18	5	5	0
25. 2.13	心理判定員 産業技術職(情報工学系) 学芸員(現代美術) 研究員(鳥類との共生生態学) 医療福祉相談員 言語聴覚士 視能訓練士	上級	1	20	2	2	0
		"	1	6	1	1	0
		"	1	12	1	1	0
		"	1	2	1	1	0
		"	10	21	10	10	0
		中級	3	6	3	3	0
"	1	5	1	1	0		
合 計			50	435	52	51	1
う ち 上 級			26	309	27	26	1
う ち 中 級			19	108	20	20	0
う ち 初 級			5	18	5	5	0

(ウ) 技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験

a 人事委員会が実施したもの

実施日	職種	受験者数	合格者数	備考
24.10.13 (第一次試験)	一般事務職 教育事務職 総合土木職	人	人	知事、教育委員会、 病院局
24.11.14		43	11	
24.11.19 (第二次試験)		53	4	
		2	0	

b 任命権者が実施したもの

実施日	職種	受験者数	合格者数	備考
24.10.10 (海技職)	総合土木職 畜産職 海技職 電気職	人	人	知事(県土整備部) 知事(農政環境部) 教育委員会 病院局
24.11.3		14	5	
(総合土木職、畜産職、電気職)		2	0	
		1	1	
		2	1	

(工) 警察官採用選考試験

警察官については、警察本部において県内では2回、県外では中国、四国、九州の10県との共同方式により、採用選考試験を実施した。

a 平成24年度警察官採用選考試験実施状況(県内試験)

実施日	区分	採用 予定者数	申込 者数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最終合 格者数	競争率	採用 者数	辞 者数	退 数	
24. 5.13 24. 9.16	A	400	2,784	2,342	1,149	1,089	351	6.7	281		70	
	B	130	1,674	1,435	422	406	140	10.3	123		17	
	女性A	25	402	327	103	100	34	9.6	31		3	
	女性B	15	268	224	72	69	22	10.2	19		3	
	情報処理	2	19	15	5	5	2	7.5	1		1	
	武道A	8		13	13	12	12	6	2.2	6		0
	武道B			4	4	3	3	2	2.0	2		0
	合計		580	5,164	4,360	1,766	1,684	557	7.8	463		94

b 平成 24 年度警察官採用選考試験実施状況（県外試験）

区 分	採 用 予定者数	1 次 試 験 受 験 者 数	1 次 試 験 合 格 者 数	2 次 試 験 受 験 者 数	最 終 合 格 者 数	採 用 者 数	辞 退 者 数
A	人 30	人 451	人 107	人 52	人 16	人 13	人 3
B	20	416	107	79	28	22	6
計	50	867	214	131	44	35	9

(才) 看護職採用選考試験（病院局実施）

実 施 日	募 集 数	論 文 受 験 者 数	面 接 受 験 者 数	合 格 者 数	競 争 率	採 用 者 数	辞 退 者 数
	人	人	人	人	倍	人	人
24. 7.29	420	388	388	351	1.1	293	58
24.10. 8	130	96	96	69	1.4	62	7
25. 1.14	130	76	75	58	1.3	53	5
合計	-	560	559	478	1.2	408	70



### (3) 職員の昇任

本県では、職員の昇任はすべて選考により行っている。

なお、行政職 3～6 級、研究職 2～3 級、医師・歯科医師職 2 級、看護職 2～4 級、警察職 2～7 級への昇任選考の権限は、各任命権者に委任している。

#### ア 平成24年度の昇任選考の状況（職級別）

人事委員会が平成24年度に昇任選考を行った職員数は、次のとおりである。

##### (ア) 行政職 (人)

任命権者	7級	8級	9級	10級	特10級	その他	計
知事部局	121	70	30	13	2	0	236
教育委員会	38	13	4	0	0	0	55
警察本部	4	3	0	0	0	0	7
議 会	0	0	0	0	0	0	0
企 業 庁	1	1	1	0	0	0	3
病 院 局	10	3	3	0	0	0	16
計	174	90	38	13	2	0	317

##### (イ) 研究職 (人)

任命権者	4 級	5 級	計
知事部局	0	7	7
警察本部	5	0	5
計	5	7	12

##### (ウ) 医師・歯科医師職 (人)

任命権者	3 級	4 級	計
知事部局	0	1	1
警察本部	0	2	2
病 院 局	24	22	46
計	24	25	49

##### (エ) 看護職 (人)

任命権者	5 級	6 級	7 級	計
病院局	9	2	3	14

##### (オ) 警察職 (人)

任命権者	8 級	9 級	計
警察本部	37	24	61

#### (4) 広報等の取り組み

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行っている。

##### ア 説明会の実施

###### (ア) 大学等での試験説明会

京阪神地域や、中国・四国ブロック等の大学に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う試験説明会（学外者も参加可能）を実施している。

a 京阪神地域：平成24年度は延べ15カ所で開催し、566人が参加した。

b 京阪神地域以外：平成24年度は延べ3カ所で開催し、57人が参加した。

###### (イ) 職員ガイダンス

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等についての説明のほか、職種別の業務説明や職場見学を行うガイダンスを実施している。

対 象	実施日	参加人数
上級採用試験受験者対象	24.11.22	203人
	24.11.26	
中級・初級採用試験受験者対象	24. 7.30	100人

###### (ウ) 企業主催の就職説明会への出展等

民間企業主催による企業就職説明会や公務員予備校主催の説明会に参加し、県政と県職員の魅力をPRした。

区 分	実施回数等	参加人数
企業主催の就職説明会	神戸市内1回	582人
	大阪市内3回	
公務員予備校での説明会	神戸市内1回	225人
	大阪市内2回	

##### イ 兵庫県ホームページ「採用試験のページ」の運営

- ・動画による知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や兵庫県に関する情報提供を行っている。平成24年度は約15万件のアクセスがあった。
- ・上級、中・初級、経験者採用試験及び身体に障害のある人を対象とした採用選考については、本ホームページから兵庫県電子申請システムに接続し、インターネットによる受験申込が可能となっている。平成24年度はこれによる申込者が1,680人で、申込者数全体の55.2%を占めた。

##### ウ メールマガジン「兵庫県職員採用情報」の配信

採用試験受験案内をはじめ、大学説明会、職員ガイダンスの開催案内など、最新の情報を配信している。平成24年度は12回の配信を行い、発行部数は約2,900部である。

## 2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適應させることが基本原則となっている。

本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適當であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、あわせて適當な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

### (1) 職員給与実態調査

職員の給与等の実態を把握し、給与報告等の基礎資料を得ることを目的として、平成24年4月1日に在職する職員(技能労務職員、企業職員、病院事業職員、無給休職中の職員、公益的法人等へ派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び再任用職員を除く。)について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は、次のとおりである。

#### ア 調査項目

##### (ア) 給料

- a 年齢及び経験年数
- b 給与決定上の学歴
- c 適用給料表及び職務の級、号給

##### (イ) 諸手当

#### イ 調査結果の概要

##### (ア) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

区分 給料表	適用 人員	平均 年齢	平均経験 年数	学歴別人員構成比				性別人員 構成比	
				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職	8,563	43.7	22.1	65.1	8.4	26.4	0.1	66.1	33.9
研究職	226	44.6	21.6	100.0				88.9	11.1
医師・歯科医師職	36	47.9	22.4	100.0				63.9	36.1
看護職	5	45.6	25.6		80.0	20.0			100.0
警察職	11,360	38.7	17.6	49.9	4.6	45.5		93.6	6.4
大学教育職	556	47.9	23.6	95.3	4.7			80.4	19.6
高等学校教育職	8,239	45.3	22.5	94.4	4.1	1.5		63.7	36.3
中・小学校教育職	23,998	42.9	20.3	91.9	8.1			47.4	52.6
全給料表	52,990	42.5	20.4	79.0	6.7	14.3	0.0	63.4	36.6

(注) この表に示す人員の他、任期付研究員が3名、一般任期付職員が4名いる。(イ)において同じ。

(イ) 給料表別平均給与額

給料表	一人当たり平均給与総額	内					訳	
		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	その他の手当
行政職	円 405,034	円 340,573	円 11,141	円 23,491	円 4,414	円 15,187	円 7,798	円 2,430
研究職	455,909	382,908	13,075	22,878	5,546	18,825	9,246	3,431
医師・歯科医師職	927,736	497,961	11,264	88,514	4,683	17,539	80,869	226,906
看護職	390,136	338,467	3,600	24,031	320	21,318	0	2,400
警察職	388,357	321,906	13,773	24,490	4,796	15,161	1,102	7,129
大学教育職	524,800	(12,487) 456,537	12,671	27,372	9,340	14,913	3,760	207
高等学校教育職	461,825	(18,389) 393,881	10,533	23,859	4,719	10,793	2,404	15,636
中・小学校教育職	422,732	(14,178) 367,321	7,376	22,647	5,211	7,895	4,433	7,849
計	420,136	(9,411) 358,479	9,928	23,464	4,960	11,211	4,015	8,079

(注) ( )内は、教職調整額及び給料の調整額の内書である。

(2) 民間給与実態調査

ア 調査の概要

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 調査期間 平成24年5月1日から6月18日まで
- (イ) 調査対象 平成24年4月給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された1,816事業所
- (ウ) 対象職種 78職種(行政職相当職種22職種、その他の職種56職種)
- (エ) 調査人員 初任給関係1,154人(行政職に相当する調査実人員1,103人)、初任給関係以外の調査職種15,935人(行政職に相当する調査実人員13,729人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は127,770人であり、行政職に相当するものは98,680人である。)
- (オ) 抽出方法
  - ・事業所 (イ)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、418事業所を無作為に抽出した。
  - ・従業員 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数であるときは抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

イ 調査結果の概要

(ア) 産業別調査事業所数

産 業 分 類	事業所数
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	21
製造業	195
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	65
卸売業、小売業	34
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	18
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	43
計	376

(イ) 職種別給与額等（事務・技術関係職種）

職種名	平均年齢	きまって支給する給与(A)	(A)のうち時間外手当(B)	(A) - (B)
支店長	50.4歳	721,466円	0円	721,466円
工場長	53.2歳	680,089円	609円	679,480円
事務部長	51.5歳	649,618円	255円	649,363円
技術部長	51.6歳	654,721円	1,480円	653,241円
事務部次長	48.9歳	580,175円	32,962円	547,213円
技術部次長	48.7歳	635,638円	3,052円	632,586円
事務課長	47.3歳	522,811円	5,091円	517,720円
技術課長	46.6歳	549,631円	5,197円	544,434円
事務課長代理	42.4歳	433,877円	40,252円	393,625円
技術課長代理	46.9歳	468,444円	51,692円	416,752円
事務係長	43.2歳	417,670円	41,073円	376,597円
技術係長	43.2歳	454,961円	68,279円	386,682円
事務主任	40.7歳	372,850円	36,781円	336,069円
技術主任	41.9歳	439,990円	49,260円	390,730円
事務係員	36.2歳	325,161円	36,905円	288,256円
技術係員	34.8歳	366,303円	62,440円	303,863円

(ウ) 学歴別初任給（事務・技術関係職種）

学歴	初任給月額
大学卒	197,558円
短大卒	175,243円
高校卒	158,718円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(エ) 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,340円
配偶者と子1人	20,330円
配偶者と子2人	25,985円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について平均したものである。

### (3) 職員の給与等に関する報告及び勧告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、10月15日、議会及び知事に、職員の給与等について報告をし、併せて給与の改定等について所要の措置をとられるよう勧告した。

概要は「平成24年職員の給与に関する報告及び勧告の概要について」(29ページ~31ページ)のとおり。

### (4) 勧告の実施状況

項目	勧告	実施状況
自宅に係る 住居手当	ア 平成24年度改定 ・手当月額を1,100円引下げ （現行1,600円 500円） ・条例の公布の日から実施 イ 平成25年度改定 平成25年4月1日から廃止	ア 実施せず  イ 勧告どおり
昇給制度	・ 55歳を超える職員については、標準の勤務成績では昇給しないこととする。 ・ 平成25年1月1日から実施	実施せず

## 平成24年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要について

### 給与勧告のポイント

月例給は引下げ改定、期末・勤勉手当(ボーナス)は改定なし

～年間給与は4年連続引下げ 平均年間給与は 6千円( 0.10%)～

- 1 給与抑制措置前の公民較差〔 486円( 0.12%)〕を解消するため、自宅に係る住居手当を引下げ(月額1,600円 500円( 1,100円)) 【平成24年度改定】

自宅に係る住居手当については、国及び他の都道府県状況を踏まえ、平成25年4月1日から廃止 【平成25年度改定】

- 2 期末・勤勉手当(ボーナス)は民間の支給割合と均衡しており、改定なし

50歳台後半層における昇給・昇格制度を見直し

- 1 55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止
- 2 給料表の高位の号給から昇格した場合の給料月額増加額を縮減

本委員会は、職員の給与等について報告をし、併せて給与の改定について所要の措置をとられるよう勧告した。

### 1 公民較差(行政職)

本県において給与抑制措置が講じられていることにより、職員給与が民間従業員給与を19,988円(5.11%)下回っているが、給与抑制措置前の比較では、職員給与は民間従業員給与を486円(0.12%)上回っている。

民間従業員の給与(A)	職員の給与(B)	較差(A)-(B)	備考
411,278円	411,764円	486円( 0.12%)	給与抑制措置前
	391,290円	19,988円( 5.11%)	給与抑制措置後

### 2 職員の給与の改定等

給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本とする。

#### (1) 給料表等

従来、公民較差が小さく、適切な給料表の改定が困難な場合には、改定を見送っていることから、改定を行わない。

#### (2) 自宅に係る住居手当

##### ア 平成24年度改定

公民較差を解消するための引下げを行う必要がある。(手当月額1,100円引下げ:現行1,600円 500円)

##### イ 平成25年度改定

国では既に廃止され、他の都道府県においても、多くの団体で廃止、又は廃止決定済みとなっており、国及び他の都道府県状況を踏まえ、廃止する必要がある。(平成25年4月1日実施)

(3) 期末・勤勉手当

民間の年間支給割合 3.95 月分は、職員の年間支給月数 3.95 月分と均衡していることから、改定を行わない。

(4) 昇給・昇格制度

人事院は、本年の勧告において、世代間の給与配分を適正化する観点から、50 歳台後半層における給与水準をより抑える方向で、55 歳を超える職員については、標準の勤務成績では昇給しないこととするとともに、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減することとし、平成 25 年 1 月 1 日から実施することとしている。

本県においても、国及び他の都道府県の動向を踏まえ、所要の措置を講じる必要がある。〔平成25年 1 月 1 日実施〕

(5) 公民較差を解消するための改定の実施時期等

- ・ 自宅に係る住居手当の引下げについては、遡及することなく、条例公布の日から実施する必要がある。
- ・ なお、これまで年間給与で民間との均衡を図るために行うこととしてきた調整措置については、本県の実情を考慮し、必要な措置を講じることが適当である。

〔参考〕職員 1 人当たりの改定状況

(行政職：平均年齢 43.8 歳、平均経験年数 22.3 年)

	月例給与	期末・勤勉手当	年間給与	年間給与の増減
改定前	391,290円	3.95月	6,253,000円	6,000円 ( 0.10%)
改定後	390,804円	3.95月	6,247,000円	

3 勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

- ・ 超過勤務の縮減に向けては、引き続き、事務の効率化を図るとともに、実効性が上がる取組を一層推進していく必要がある。また、教育委員会における「教職員の勤務時間適正化対策プラン」をより実効あるものとする取組を注視していく。
- ・ 年次休暇の取得しやすい職場環境づくりに向けては、事務事業の効率的な執行に加え、年間を通じた計画的な休暇取得、休日等と組み合わせた連続休暇の取得のほか、夏季における休暇の取得促進が図られるような取組について検討するなど、さらに取り組む必要がある。

(2) 職員の健康管理

- ・ メンタルヘルス対策について、引き続き、取組の一層の推進を図る必要があり、管理監督職は、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の心身の状況を的確に把握するとともに、職員が生き生きと働くことのできる職場環境づくりに、率先して取り組む必要がある。  
特に、ハラスメントについては、引き続き発生防止に努めることが肝要である。
- ・ 東日本大震災の被災地支援のために派遣されている職員をはじめ、災害対応に従事している職員については、心身の健康管理に留意する必要がある。

(3) 男女共同参画の推進

男性職員の育児参加の促進に向けた子育てしやすい職場づくりや女性職員の能力発揮と活躍支援、働きやすい職場づくり等の取組を一層推進していく必要がある。



#### (4) 人材の確保

職員の採用においては、本県の将来を担う優秀な人材の確保に向け、引き続き努めていく必要がある。

#### 4 高齢期の雇用

人事院は、昨年、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げること等を内容とする意見の申出を行ったが、「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」では、職員がフルタイムでの再任用を希望する場合には任命権者は再任用を行うものとされたことから、人事管理全体の見直し等に取り組むとともに、定年の引上げを含め、雇用と年金の接続の在り方について再検討がなされる必要があるとしている。

本県としても、公的年金の支給開始年齢の引上げに伴う雇用と年金の接続について、国や他の都道府県の状況を踏まえ、諸課題について、検討を進めていく必要がある。

#### 5 公務員制度改革

人事院は、国家公務員制度改革関連4法案が定める改革案に関し、特に重要と考える論点を改めて提示したところである。

地方公務員に関しては、現在、総務省において検討が進められているが、今回の改革は、現行の地方公務員制度の抜本的な改革であり、給与等勤務条件の決定過程に大きな影響を及ぼすものであることから、本委員会としても、全国人事委員会連合会を通じて、国と地方による協議の場の設定等により、十分な議論を重ね、慎重に検討する必要があることや、民間給与調査の客観性、精確性の確保等について、総務大臣に意見を提出してきたところである。

本県においても、引き続き、国及び関連法案の動向に留意する必要がある。

### 3 職員の利益保護

#### (1) 勤務条件に関する措置要求

##### ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるものである。

人事委員会は、要求のあった事案について、職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年人事委員会規則第15号）に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行うものとされている。

##### イ 平成24年度の処理状況

平成24年度における措置要求の係属及び処理状況は、次表のとおりであり、新規要求事案は2件であった。

区 分	平成23年度末 (24.3.31) 係 属 件 数	平成24年度		平成24年度末 (25.3.31) 係 属 件 数
		新規要求件数	終 結 件 数	
給 与	1	2	3	0
勤務時間	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	1	2	3	0

#### (2) 不利益処分に関する不服申立て

##### ア 制度の概要

不利益処分についての不服申立制度は、地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して、その不服を申し立てることができるものである。

人事委員会は、申立てのあった事案について、不服申立審査規則（平成10年人事委員会規則第7号）に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行うものとされている。

## イ 平成24年度の処理状況

平成 24 年度における不服申立ての係属及び処理状況は、次表のとおりであり、係属案件が 8 件、新規申立てが 2 件で、うち 5 件は処理が終了したが、5 件が平成 25 年度へ繰越しとなった。

区 分	平成23年度末 (24.3.31) 係属件数	平成24年度		平成24年度末 (25.3.31) 係属件数	平成24年度 口頭審理 開催回数	
		申立件数	終結件数			
分 限 処 分	免 職	1	0	0	1	
	休 職	0	0	0	0	
	降 任	0	0	0	0	
	降 給	0	0	0	0	
懲 戒 処 分	免 職	3	1	1	3	4
	停 職	1	0	1	0	5
	減 給	0	0	0	0	
	戒 告	0	0	0	0	
そ の 他	3	1	3	1	2	
計	8	2	5	5	11	

## ウ 平成24年度の終結事案の概要

### (ア) 平成23年(不)第1号

申立年月日	平成23年 5月25日
事案の概要	平成23年1月30日、小売店において商品を窃取したこと、また、平成22年8月4日にも、他の小売店において商品を窃取し、管理職への報告を怠っていたとして懲戒免職処分となり、その処分の取り消しを求めたもの。
終結年月日	平成24年10月 9日
理 由	処分承認

### (イ) 平成23年(不)第2号

申立年月日	平成23年 8月 9日
事案の概要	平成23年6月30日付け、平成23年7月29日付け病気休暇の更新の取り消し、平成23年6月29日付けでの適正な部署へ異動させての復職及び復職以降の給与の支払いを求めたもの。
終結年月日	平成24年 8月23日
理 由	取下げ

### (ウ) 平成23年(不)第4号

申立年月日	平成23年 9月30日
事案の概要	平成23年9月1日付け病気休暇の更新の取り消しを求めたもの。
終結年月日	平成24年 8月23日
理 由	取下げ

**(工) 平成23年(不)第5号**

申立年月日	平成23年10月13日
事案の概要	特定の部下職員に対し、平成23年4月から叱責を繰り返し、5月から6月頃までは、職務上の指導を放棄し、無視を続けるなど人格を否定する言動を続け、その結果、部下職員1名を精神疾患に罹患させ、出勤できない状況に追い込んだとして停職処分となり、その処分の取り消しを求めたもの。
終結年月日	平成25年 3月13日
理 由	処分承認

**(オ) 平成23年(不)第6号**

申立年月日	平成23年11月16日
事案の概要	平成23年10月1日付け病気休暇の更新の取り消しを求めたもの。
終結年月日	平成24年 8月23日
理 由	取下げ

**(3) 分限処分及び懲戒処分の状況****ア 制度の概要**

処分者は、職員に対して地方公務員法第 28 条に規定する分限処分又は同法第 29 条に規定する懲戒処分を行い、同法第 49 条第 1 項に規定する処分説明書を交付した場合、職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する規則（昭和 35 年人事委員会規則第 16 号）第 4 条の規定に基づき、人事委員会に処分説明書の写しを提出することとされている。

**イ 平成24年度の処理状況**

人事委員会に報告のあった平成 24 年度の処分は次表のとおりであり、分限処分が 3 件、懲戒処分が 59 件であった。

区分	処分者	知 事		教育委員会		警察本部長		その他		計	
		23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
分限 処分	免 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休 職	1	0	0	0	0	3	0	0	1	3
	降 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	0	3	0	0	1	3
懲戒 処分	免 職	1	0	5	2	1	2	0	0	7	4
	停 職	2	1	5	5	6	9	0	1	13	16
	減 給	0	2	6	11	5	11	0	0	11	24
	戒 告	4	1	2	3	6	11	0	0	12	15
	計	7	4	18	21	18	33	0	1	43	59
合 計		8	4	18	21	18	36	0	1	44	62

## 4 職員団体

### (1) 職員団体の登録

地方公務員法第52条第1項により、警察職員及び消防職員を除く一般職員は勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができる。

職員団体は、自主的・民主的に結成・運営されている職員団体であることを公証するために、地方公務員法第53条1項の規定に基づき、職員団体の登録に関する条例（昭和41年兵庫県条例第43号）第2条第1項の定めるところにより、人事委員会に登録の申請をすることができる。

ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第29条により、同一市町内の公立学校の職員のみをもって組織された職員団体については当人事委員会の登録対象とはならない。

登録の効果は下記のとおりである。

地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。

職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。

職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること。

### ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

（平成25年3月31日現在）

職員団体名	登録年月日	組織の別		法人格取得の有無	
		連合体	単位団体	有	無
兵庫県職員労働組合	昭41.10.4				
兵庫県教職員組合	昭41.10.4				
兵庫県高等学校教職員組合	昭41.10.4				
兵庫県立大学西地区教職員組合	昭42.6.7				
兵庫県立大学東地区教員組合	昭43.8.16				
兵庫県学校事務労働組合	昭56.4.23				
兵庫県自立教育労働者組合	昭57.4.20				
兵庫県教職員連盟	昭63.2.23				
加印教職員組合	平2.2.8				
兵庫高等学校教職員組合	平2.3.12				
但馬教職員組合	平2.3.12				
兵庫教職員組合	平2.3.12				
丹有教職員組合	平2.5.10				
淡路教職員組合	平2.7.2				
北播教職員組合	平2.7.2				
兵庫県立大学教職員組合	平16.8.9				
全教兵庫教職員組合	平25.1.16				

### イ 変更登録の状況

職員団体の登録に関する条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から20日以内に、人事委員会に届け出なければならない。

平成24年度における変更状況は、次のとおりである。

登録団体数	変更届出件数	内 訳			
		規 約	登 録 事 項		
			名 称	所 在 地	役 員
17	16	0	0	0	16

## (2) 管理職員等の範囲

地方公務員法第52条第3項により、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない。

管理職員等の範囲は同条第4項により管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第9号）で定めており、平成24年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

（平成25年3月31日現在）

機 関		職
議 会 事 務 局		1 局長 次長 課長 室長 参事 副課長 主幹 課長補佐（秘書又は人事労務を担当するものに限る。） 2 総務課の秘書係長及び総務係長
知 事 部 局	本 庁	1 防災監 会計管理者 理事 部長 福祉監 観光監 局長 知事室長 出納局長 公館長 住宅参事 監察医務官 課長 室長 参事 隊長 不正軽油特別対策官 個人住民税特別対策官 こども安全官 食品安全官 家畜安全官 主任広報専門員 職員健康相談員 職員相談員 主任技術専門員（人事労務を担当するものに限る。） 副課長 副室長 主幹 研究参事 課長補佐（人事労務を担当するものに限る。） 副隊長 2 企画県民部企画財政局総務課、健康福祉部社会福祉局総務課、産業労働部政策労働局総務課、農政環境部農政企画局総務課、県土整備部県土企画局総務課及び会計課の各総務係長 3 秘書課の課長補佐及び係長 4 財政課の課長補佐及び係長 5 税務課の管理係長 6 人事課の係長、主査及び主任 7 職員課の係長、主査及び主任（いずれも職員団体に関する事務を担当するものに限る。） 8 管財課の係長（庁舎管理又は車両管理を担当するものに限る。） 9 水産課の船長
	兵 庫 県 民 総 合 相 談 セ ン タ ー	所長 次長 参事 主幹
	兵 庫 陶 芸 美 術 館	館長 副館長 参事 主幹
	県 立 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	所長 副所長 主幹
	県 民 局	局長 副局長 総務室長 総務企画室長 県民室長 県民協働室長 県民生活室長 地域政策室長 公園島推進室長 参事 事務所長 福祉室長 但馬長寿の郷 <sup>きと</sup> の郷長 消費生活センター長 消費生活創造センター長 農業改良普及センター所長 土地改良センター所長 土木事務所の室長 但馬長寿の郷 <sup>きと</sup> の郷の管理部長 副所長 主幹 総務課長 企画管理課長

東京事務所	所長 次長 副所長
自治研修所	所長 次長 副所長 主幹 総務課長
職員健康管理センター	1 所長 室長 主幹 健康管理課長 2 職員診療所長
職員会館	館長
県立大学	学長 副学長 教授（大学が人事委員会と協議して定めるものに限る。） 事務局長 事務局副局長 総務部長 企画調整部長 学務部長 事務部長 事務部次長 主幹 総務課長 企画課長 業務課長
広域防災センター	1 センター長 次長 部長 管理課長 2 消防学校長 副校長
県立健康生活科学研究所	所長 副研究所長 センター長 副センター長 部長 主幹 総務課長
保健所	所長 副所長 主幹
県立こどもの館	1 館長 副館長 主幹 総務課長 2 幼児教育センター所長 主幹
こども家庭センター	所長 調整参事 副所長 主幹 総務課長
女性家庭センター	所長 副所長 総務課長
県立明石学園	園長 参事 副園長 主幹 総務課長
県立総合衛生学院	1 学院長 副学院長 事務部長 事務部次長 2 看護部長
食肉衛生検査センター	1 所長 副所長 主幹 総務課長 2 食肉衛生検査所長
動物愛護センター	1 所長 副所長 総務課長 2 動物管理事務所長 3 支所長
県立身体障害者更生相談所	所長 参事 副所長
県立知的障害者更生相談所	所長 副所長
精神保健福祉センター	所長 次長 医療参事 主幹
県立工業技術センター	1 所長 次長 部長 総務部次長 主幹 総務課長 2 工業技術支援センターの所長及び副所長
県立ものづくり大学校	1 校長 部長 2 姫路職業能力開発校長 副校長 総務課長
県立但馬技術大学校	1 校長 副大学校長 部長 部次長 生涯訓練課長 2 豊岡職業能力開発校長 副校長
県立高等技術専門学院	学院長 副学院長 総務課長
県立障害者高等技術専門学院	学院長 副学院長 総務課長
兵庫障害者職業能力開発校	校長 副校長 総務課長
旅券事務所	所長 副所長 主幹
県立農林水産技術総合センター	1 所長 次長 部長 主幹 総務課長 2 農業大学の校長及び副校長 3 技術センターの所長 部長 部次長 病害虫防除所長 但馬水産技術センター所長 内水面漁業センター所長 副所長 主幹 船長及び但馬水産技術センター研究主幹
家畜保健衛生所	所長 副所長 主幹 総務課長
森林動物研究センター	所長 次長 部長 副部長 主幹 総務課長
県立淡路景観園芸学校	学長 学校長 副校長 総務部長 総務部次長 総務課長

教育委員会	事務局	本 庁	1 教育長 教育次長 課長 室長 参事 副課長 主幹 主任指導主事 主任社会教育主事 主任管理主事 課長補佐（人事労務を担当するものに限る。） 2 総務課の総務係長、人事係長、企画・行政係長、主査（秘書又は人事労務を担当するものに限る。）及び人事係の主任 3 財務課の財務係長及び学校管理係長 4 教職員課の係長、管理主事、指導主事、主査及び主任
		教育事務所	所長 教育振興室長 副所長 主幹 総務課長 教職員課長 教育振興課長 主任管理主事 管理主事
	県立	学 校	1 校長 副校長 教頭 事務長 2 分校長 3 船長
		県立特別支援教育センター	所長 副所長 総務課長
		県立南但馬自然学校	校長 副校長 総務課長
		県立但馬やまびこの郷	所長 副所長 総務課長
		県立教育研修所	所長 部長 参事（教育委員会が人事委員会と協議して定めるものに限る。） 総務課長
		県立美術館	館長 副館長 館長補佐 総務課長
		県立図書館	館長 次長 館長補佐 総務課長
		県立歴史博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長
		県立人と自然の博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長
		県立コウノトリの郷公園	園長 副園長 総務課長
		県立考古博物館	館長 副館長 部長 主幹 総務課長
		選挙管理委員会事務局	書記長
人事委員会事務局	局長 次長 課長 参事 副課長 主幹 課長補佐 係長 主査		
監査委員事務局	局長 次長 課長 副課長 主幹 課長補佐 係長		
労働委員会事務局	1 局長 課長 参事 副課長 2 総務調整課の総務係長		
収用委員会事務局	局長 主幹		
瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	局長 次長		

- 備考 1 知事部局とは、知事の補助機関の組織をいう。  
2 本庁とは、行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）第2章及び兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）第2章に規定する組織をいう。



## 5 労働基準監督機関の職権行使

### (1) 労働基準監督機関の職権行使の枠組み

職員には、原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び船員法（昭和22年法律第100号）が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、地方公務員法第58条第5項の規定により、人事委員会がこれを行うことになっている。

平成25年3月31日現在、県の事業場は359事業場であり、次表のとおり、人事委員会の所管が321事業場、労働局・労働基準監督署の所管が38事業場となっている。

(平成25年3月31日現在)

所管	号別	部局	事業場名
人事委員会 [321]	第12号(教育・研究) [190]	知事[16]	兵庫陶芸美術館 自治研修所 県立大学 広域防災センター 県立健康生活科学研究所 県立こどもの館 県立総合衛生学院 県立工業技術センター 県立ものづくり大学校 県立但馬技術大学校 県立高等技術専門学院(2) 兵庫障害者職業能力開発校 県立農林水産技術総合センター(県立林業研修館を含む。) 森林動物研究センター 県立淡路景観園芸学校
		教委[173]	県立学校(163) 県立特別支援教育センター 県立南但馬自然学校 県立但馬やまびこの郷 県立教育研修所 県立美術館 県立図書館 県立歴史博物館 県立人と自然の博物館 県立コウノトリの郷公園 県立考古博物館
		警察 [1]	警察学校
	別表第1に該当しない官公署[131]	知事 [59]	本庁(職員健康管理センターを含む。) 兵庫県民総合相談センター 県立男女共同参画センター 県民局(10) 但馬長寿の郷 県税事務所(11) 中播磨消費生活創造センター 消費生活センター(5) 農林振興事務所(4) 農林水産振興事務所(6) 但馬空港管理事務所 東京事務所 職員会館 子ども家庭センター(5) 女性家庭センター 食肉衛生検査センター 動物愛護センター 県立身体障害者更生相談所 県立知的障害者更生相談所 精神保健福祉センター 旅券事務所 家畜保健衛生所(3)
		教委 [7]	事務局本庁 教育事務所[6]
		警察 [57]	本庁 機動捜査隊 機動パトロール隊 鉄道警察隊 運転免許課 運転免許試験場 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署(48)
その他[8]	議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局[2]		
基労働監督署労働[38]	第3号(土木・建設) [15]	知事 [15]	土木事務所[13] 尼崎港管理事務所 姫路港管理事務所
		知事 [15]	健康福祉事務所[13] 中央子ども家庭センター保護第1課・保護第2課 県立明石学園
	第13号(保健衛生) [23]	教委 [8]	特別支援学校寄宿舎[8]

(注) 1 上に掲げる以外の事業場については、それぞれ上位の組織中に含める。

2 企業職員及び単純労務職員は労働局・労働基準監督署の所管

3 [ ]内は事業場数

## (2) 労働基準法等に基づく職権行使

労働基準監督機関には、許認可権限だけでなく、事業場への臨検、書類の提出命令等強力な指導権限が付与されており、人事委員会も、任命権者又は事業場の自主的取組を促しつつ、許認可事務、事業場への立入調査等を通じて適切な労働条件、安全衛生等の確保を指導している。

### ア 許認可等

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として平成24年度に行った主な許認可及び届出の受理等の状況は、次のとおりである。

(ア) 解雇予告除外認定	3 件
(イ) 時間外労働・休日労働に関する協定届	45 件
(ウ) 宿日直勤務許可	3 件
(エ) 有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	11 件
(オ) 機械等の設置届	2 件